

不適切な事務処理について

令和3年2月19日

郡山市生活支援課

担当：斎藤 裕二

連絡先：TEL 924-2611

FAX 924-2300

生活保護業務において、郡山市保健福祉部生活支援課職員の事務処理が適切に行われていなかったことによる、生活保護受給者からの生活保護費の返還金事務処理遅延、保護廃止事務処理遅延が判明しました。

このような事態が生じたことにつきまして、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、また、生活保護行政に対する市民の皆様のご信頼を損ねたことを深くお詫びするとともに、信頼の回復と再発防止に努めてまいります。

1 不適切事務処理の概要

○不適切な事務処理の件数 15件（11世帯）

保護廃止事務遅延 2件

- ・生活保護受給者が収入の増加等で生活保護廃止処理が必要な状況であったにも関わらず、処理せず2か月以上遡及して処理することとなった。

返還金事務遅延 13件

- ・生活保護受給者に一時金収入（遡及年金等）があり、返還処理が必要であったにも関わらず最大7か月処理していなかった。

2 経過

- ・令和2年12月7日、当該職員から事務処理の進捗状況について上司の係長に相談があり、事務処理の遅延を認知。
- ・令和3年2月初旬にかけて当該職員の事務処理について総点検を実施し、併せて事務処理を進めた。

3 対応

- ・当該世帯及び関係機関へ経緯を説明したうえで謝罪しました。
- ・一括返還が難しくなった場合には分割で返還対応をいたしました。

4 再発防止策

組織による業務チェック体制を見直し、返還金等の事務処理が必要なものについて当初から担当職員以外の複数名でも把握することとし、進捗状況についても随時確認できる体制に強化し、再発防止を図ります。